

来年  
4月から

# 75歳以上の方の医療制度が変わります 後期高齢者医療制度がスタート!



75歳以上の方は現在、国民健康保険や被用者保険（健康保険組合、共済組合など）の医療保険制度に加入しながら老人保健制度で医療を受けていますが、平成20年4月からは現在加入している医療保険から切り離され、「後期高齢者医療制度」に加入することとなります。

Q 新しい制度の目的はなに？

医療費が年々増大するなか、今の医療保険制度を今後も維持していくため、高齢社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい独立した医療制度をつくれます。

Q 対象者（被保険者）はだれ？

75歳以上の方（ただし、一定の障がいのある65歳以上75歳未満の方も対象となります）。

Q 制度を運営するのはどい？

道内180の全市町村が加入する「北海道後期高齢者医療広域連合」が制度を運営する保険者となります。広域連合は保険料の決定や医療を受けたときの給付などを行い、各市町村は保険料徴収や窓口業務（申請・届出の受付等）を行います。

Q 医療機関での自己負担はどうなるの？

現在の老人保健制度と同じく、原則1割負担（ただし、現役並み所得者は3割負担）があります。

Q 保険料はどうなるの？

個人ごとに算定された保険料を被保険者一人ひとりが支払うこととなります。保険料は、原則として年金から天引きされます（所得の低い方は、世帯の所得に応じて保険料が軽減されます）。

	国保に加入されている方	健康組合などの被扶養の方 (会社勤めの子どもの医療保険に入っている方など)
現在	75歳以上の方も、保険料のうち「均等割」(保険料を被保険者全員が頭割で負担する金額)などを納めています。 H18年度均等割額：20,885円（年額）	扶養者(会社勤めをしている方など)が給与に応じて保険料を納めています。 ※ 扶養者の医療保険に入っている方は、保険料の負担がありません。
平成20年 4月から	<p><b>国保や扶養者が入っている医療保険をはなれ、新たに「後期高齢者医療制度」に加入（加入者全員が保険料を納めます）</b></p>	
	国保から分離して、新たに後期高齢者医療の保険料を納めます。	今まで保険料の負担がなかった方も、後期高齢者医療に加入することにより、新たに保険料の負担があります。負担を軽減するため、2年間保険料が軽減される経過措置があります。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合会事務局  
☎011-290-5601

役場保健福祉課健康推進グループ  
(総合ケアセンター「ゆくり」内)  
☎26-7871 (内線103、104)